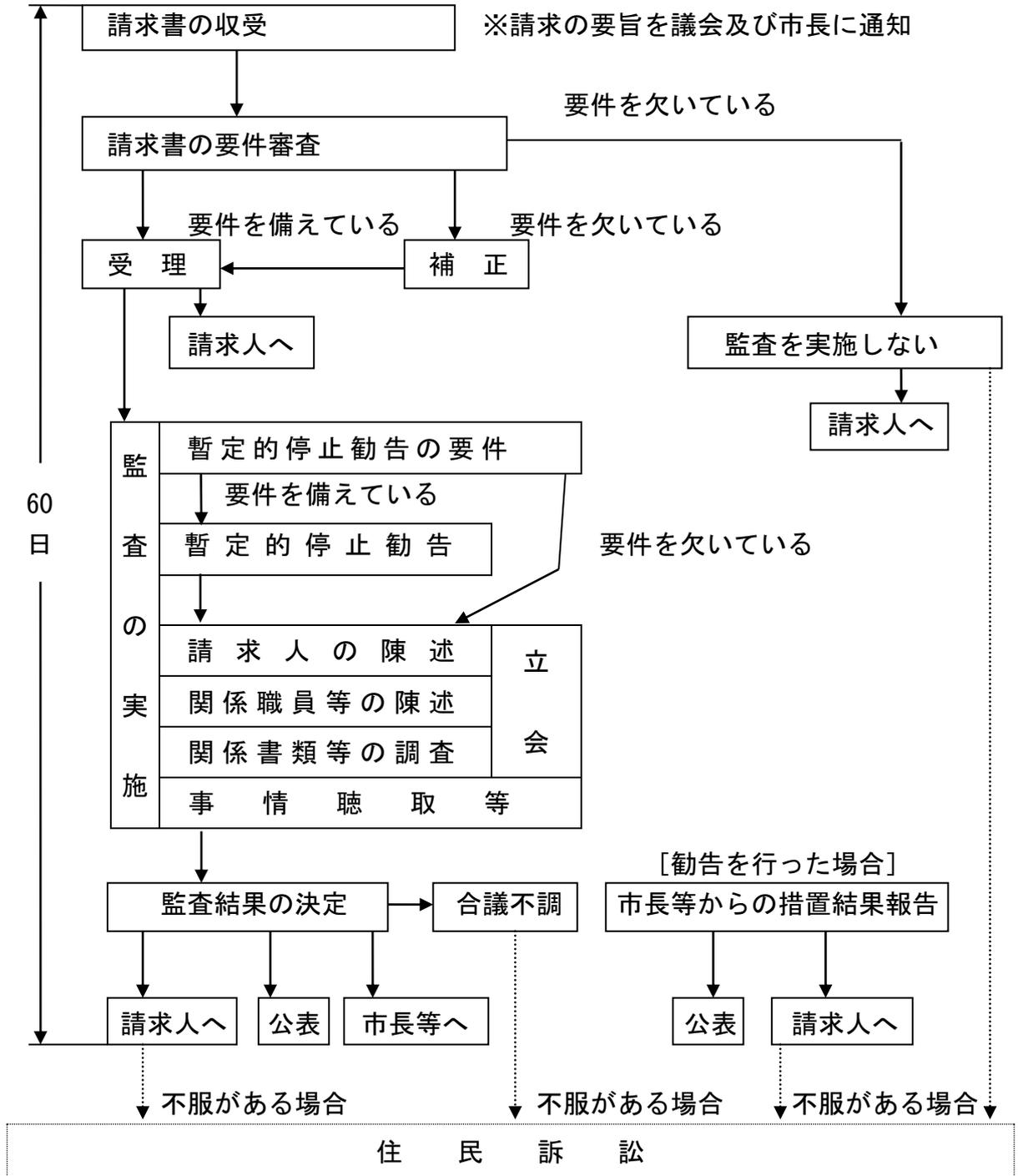


監査請求手続きの流れ

1 監査委員による監査の場合



- 1 要件審査は、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行う。
- 2 「監査を実施しない」は、訴訟上の「却下」に該当する。
- 3 住民訴訟については、出訴期間の定めがある（地方自治法第242条の2）。